

「2023北九州 SDGs 未来都市アワード」 募集要項

本表彰について

本市には、市民・企業・行政等が協働して深刻な公害を克服した歴史があり、さまざまな立場の人が、持続可能な社会づくりのための活動を推進してきました。

そのような中、2015年に「誰一人取り残さない」という理念のもと、国連加盟国193か国の全会一致で、SDGsが採択されました。本市も、2018年6月に国の「SDGs未来都市」に選定され、今後はSDGs推進のトップランナーとして、市全体で取組を推進していくことが求められています。

そこで、今年度も「2023北九州SDGs未来都市アワード」として、SDGsの活動を顕彰することで、SDGs活動者の意欲の向上と、本市のSDGsのさらなる推進を図ることとしました。

皆様の素晴らしい活動を、ぜひご応募下さい。

※SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標):地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された2030年までの国際目標。17の目標・169のターゲットから構成されている。

1 応募資格

北九州市内を中心にSDGsの普及に貢献し、SDGs達成に寄与する活動を展開している学校・団体・企業の活動。

<注意>

- ・ 応募は、1団体につき1つの活動に限ります。
- ・ 過去に受賞(奨励賞は除く)した企業・学校・団体は、受賞した取組で再度応募することはできません。ただし、過去に受賞の対象となった取組とは別の新たな取組や、過去に受賞の対象となった取組をさらに工夫したことで、関わった人々の意識や行動に変容がみられた場合は、この限りではありません。
- ・ 受賞者には、原則として授賞式や報告書等で活動発表をしていただきます。

2 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

- ・ 過去5年において、労働関係法令上に関し重大な違反があるもの。
- ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。
- ・ その他社会通念上、表彰されるにふさわしくないと判断されるもの。

なお、応募内容が虚偽の場合、または北九州市暴力団排除条例等に抵触することが分かった場合は、表彰を取り消します。

3 表彰部門

- (1)市民部門
- (2)企業部門

4 賞の種類

(1)SDGs大賞

SDGs達成にあたり、他者のモデルとなる極めて優れた活動と認められるもの。

(2)SDGs賞

SDGs達成にあたり、他者のモデルとなる優れた活動と認められるもの。

5 受賞数及び副賞(一般部門のみ)

(1)市民部門

受賞数:SDGs大賞1件、SDGs賞2件程度

副賞:トロフィー又は盾ほか

(2)企業部門

受賞数:SDGs大賞1件、SDGs賞2件程度

副賞:トロフィー又は盾

※審査の結果によっては、受賞数が変動することもあります。

6 応募期間

令和5年9月5日(火)～令和5年10月16日(月)17時必着

7 応募書類の提出

(1)提出資料

別紙、応募用紙のとおり

(2)提出方法

電子メールによる。

到着確認後に受領連絡をいたします。10月18日(水)までに受領連絡が届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

(3)提出先

○ 電子メールでの提出 : sdgs-award2023@kitaq-sdgs.com

8 選考方法

- ・ SDGsの有識者からなる選考委員による選考会を経て、受賞者を決定します(令和6年2月中旬予定)。

9 選考基準

活動内容がSDGs活動のモデルとなり、これらの普及に貢献し、SDGs達成に寄与することが期待される優良事例を、以下の基準により選考します。

項目	内容
SDGsとの関連性	持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会の視点を組み入れ、取り組む課題や目的を明確にしているか。
協働	多様なステークホルダー(人や団体)と、どのように協働しているか。
意識や行動の変化	課題解決のための学び合いや実践を通じて、個人の価値観・態度・行動の変容、地域力の向上及び社会の変容に影響を及ぼしているか。

	また、今後、他の活動に波及することが期待されるか。
選考委員の独自の 選考基準	有識者からなる選考委員が、それぞれの専門分野の観点から選考項目を設定し、選考を行う。

10 授賞式及び活動発表

- (1)開催日 令和6年2月(予定)
(2)内容 ・受賞者への表彰状の授与
・受賞者による活動発表

11 主催

北九州市

12 問い合わせ先

北九州SDGsステーション

北九州市小倉北区魚町一丁目1-8 T&M BLD1階 TOMOSUBA福岡小倉店内

[TEL:093-967-7544](tel:093-967-7544)

13 所管

北九州市企画調整局企画政策部企画課

北九州市小倉北区内1番1号 [TEL:093-582-2302](tel:093-582-2302)

14 その他

ご応募いただいた各団体の活動は、北九州市が実施する、SDGsの普及啓発活動の一環として、ホームページやその他広報媒体にその一部を掲載することがあります。

○持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGsは、2015年9月に国連総会にて全会一致で採択された「2030年までの国際目標」です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

17のゴールは以下の通りです。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任、つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナースhipで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※詳細は、国連広報センターHP 等をご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030_agenda/